

対策！ 反対尋問 第貳の巻

1. 本人尋問の流れ



第2回目の本人尋問は、代表原告の尋問3人、そして一般原告3人の尋問が行われました。(上図) (法廷に立った原告：Hさん、Sさん、Wさん、Iさん、Iさん、Sさん)

2. 本人尋問、懼るるにたらず！

陳述書の範囲で、第1回目の内容同様に決まった形の反対尋問が行われています。(陳述書内容確認) 原告一人一人の発言が重なるほど揺るぎない事実、確実につながっています！

3. 6原告の尋問より。(印象的であったもの。傍聴されたみなさんはいかがでしたでしょうか)

- ・原告さんに会ったり忙しくされていますね？→活動家としての印象付けと健康被害の過小評価
- ・発言時の様子→裁判官を見据えて！発言されたSさん、とても冷静に発言されたIさん。
- ・情報が信用できるかわからなかった。(現行のルールは子どもに適用できるか不安)
- ・避難者は周りにはいないという印象付けを徹底的に質問攻め。→弁護団の追加主尋問に期待！
- ・英国の空間線量の質問：ロンドンでの線量は？→Sさんは自宅の市よりロンドンの方が高線量であることは既知。切り返しのできた。今後は事故時の外国の対応を主尋問で明確にできれば。

4. 昼食会等での出席原告さんの発言、感想 (Hさんまとめより)

- 『野呂みかさんは専門家から批判されている人ではありませんか？』の反対尋問に対し『チェルノブイリ被災者や避難者には絶大な信頼がある』と答えれば良かった。
- 私達原告や支援者には当たり前で、被告に呆れてしまう事が多々あります。しかし裁判官が知らない情報もあると思うので、侮らずに丁寧な受け答えが大切だと思います。
- 「ICRP では、年間20ミリシーベルトは30代白人男性、健康で戦争に行ける人を対象としている。」←(アーニーガーダーソン 原子炉を作っていた人)
- 原発爆発後、中国、イギリス、アメリカ、フランスをはじめ多くの国々が被曝を避けるため母国へのチャーター便を出した。また、日本からイギリスへのフライト搭乗者はヒースロー空港などで被曝検査が必要だった。英国大使館は英国政府の要請でヨウ素剤を配布、日本政府の対応と海外の対応の深刻度の違いは明らかだった。
- 証拠調べを丁寧にして下さる裁判官なので「測定していたら、服が汚染されていた」「土壌汚染のデーター」等々、事実を沢山出した方が、裁判官が判決を書き易いと思う。
- 京都地裁で出た個人訴訟の判決は、年間20mSvまでオッケー。避難の2年目の9月までしか避難の正当性を認めてないので、確固たる事実、データー等が重要。
- 人口が減っているのに、実家のクリーニング店、喪服をクリーニングに出す人、多かった。
- 福島県の田村市からプルトニウムが出た事が新聞に載った。→核爆発した証拠。

・ハワイでも横浜でもプルトニウムが出た。…厚労省の宴会で景品が出た。みんな次々にとって
いって、最後に福島産が残る。

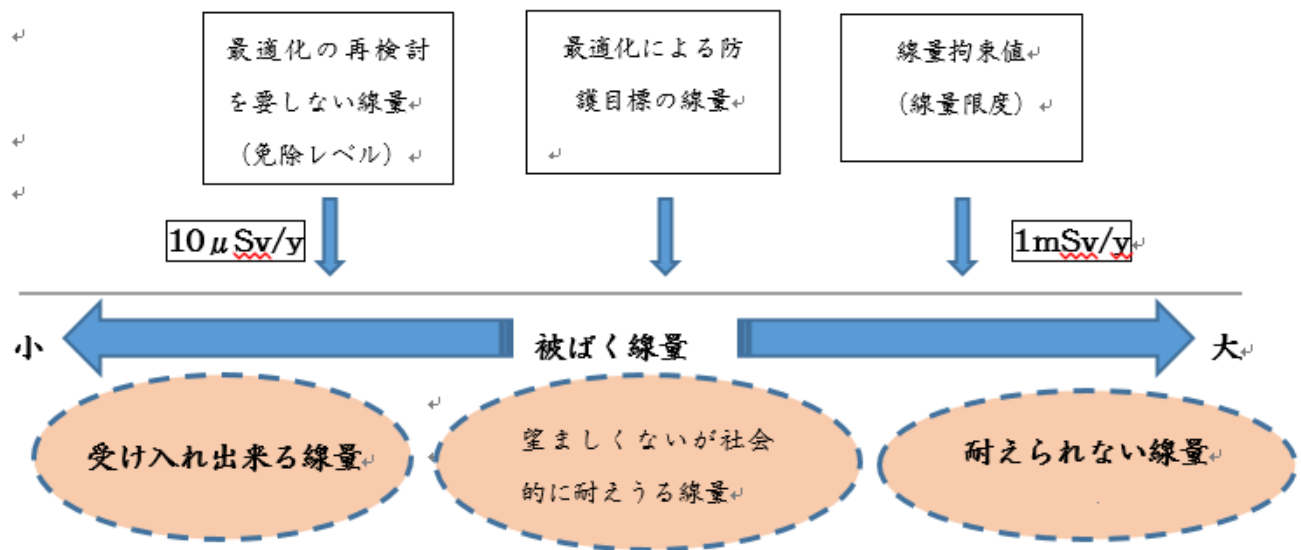
○川中先生がおっしゃっていた「今も原発は危ない状況に変わりはない」ということに、私も全く
同感でした。裁判では、原発事故は継続中だという最も重要な点が抜け落ちていたように感じまし
た。裁判では未来に起こりうることに對して裁きができないということも十分理解しています。た
だ、これは私達原告の心の中にあることも事実だと思いました。今日のお話の中で参考になりそう
な資料をお送りします。*食べ物の汚染に関しては福島県と厚生省が現在も食品検査をされていま
す。その中でも、100ベクレルを大きく超えるものがたくさん出ているので、抜粋して資料を作る
のもいいかもしれないと思いました。居住していた町の汚染リストのような感じでまとめたら、
今後の原告さんがとっさの質問にも自信を持って答えられるかなと。 (…第参の巻に続く)

5.MEMO

Wさんの裁判所補充尋問について：Wさんが避難したご自身のルールは、年間0.6mSv。一般公
衆被曝線量より低い空間線量で避難した事実確認が浅見裁判長よりなされました。ICRPの線量の
定義についておさらいしましょう。

参考 ICRP 放射性固体廃棄物処分に關する放射性防護の諸原則より

国際基準と日本の法律



ICRPの2009年の放射線の安全基準値勧告では、緊急時20~100mSv/年で、平常時は1mSv年未満。
ICRPの基準値の策定については、「直線的無閾値仮説」、いわゆる、しきい値無し直線仮説 (Linear Non-
Threshold: LNT 仮説) を論拠としている。

小佐古氏の福島第1原子力発電所事故後の放射線防護に詳しい。 <http://monitoring.tokyo-eiken.go.jp/etc/uploads/siryou2.pdf>

6. 弁護団 高木先生よりコメントをいただきました!

高木先生は、DVDでも反対尋問へのアドバイスをしています。DVDは必見なので、本人尋問の
日までの確認してみてください!

Q 体調不良について診断書は出ていませんね。

体調不良について医師から放射線が影響しているとは言われていませんね。

甲状腺の異常は経過観察とされているのですね。

＝医師による正式な診断がないという事実を聞き出して、放射線による健康影響であるとは言えないから、慰謝料を発生させるべき事情にはあたらないという結論への導き。

A そのような体調不良は、事故前にはなかった。

医師は放射線の影響であるかは分からないと言っている。

放射線の影響であることを否定はされていない。

Q 戻るつもりはないのですね。

いつになったら、どういう状態になったら戻るのですか。

＝もはや移住であって避難を継続しているのではないという事実を聞き出して、慰謝料を支払うべき時期は終了しているという結論を導こうとする質問。

A 事故が収束しない(廃炉作業中のトラブル、汚染水、除染)状態で戻りたくても戻れるはずがない。土壤汚染、海洋汚染、食品汚染のない元通りの故郷になれば戻る。

Q 放射線に関する情報源が専門家ではないですね。

このくらいの放射線量にリスクはないという見解もありましたよね。

＝不確かな情報をもとに開始した避難には必要性も相当性もないという結論を導こうとする質問。

A 専門家でも意見がわかれる分野。専門家だから正しい訳ではない。国や東電からの情報提供が遅くて曖昧で、不信につながっている中、自分で可能な範囲で調べての判断を責められる理由などない。

Q 自治体や国が公表している情報が信用できないのはなぜですか

＝国の基準値を満たしているのに何の根拠もなく信用できないとして避難を継続しているという事実を聞きだし、避難継続の必要性や相当性がないという結論を導こうとする質問。

A 線量計は除染が優先的に

(…第参の巻に続く)

7. 第2回目(本人尋問)を終えて…

キング牧師-マーティン・ルーサー・キング・Jr。彼のスピーチに、「後世に残るこの世界最大の悲劇は、悪しき人の暴言や暴力ではなく、善意の人の沈黙と無関心だ。」という名言があります。

原発は再稼働、子どもたちの「原発いじめ」問題、帰還・棄民政策、原発事故はまだ収束していない…すべては肅々と進み、私たちの存在とは何なのでしょう？

第2回目の本人尋問により、10世帯の原告さんの尋問が終了しました。

傍聴席はあふれ、新聞記事になり、多くの方が関心を寄せてくださっています。公正な判決を求める要請署名も目標である10000筆まで半分以上となりました。無関心者層を思うとき、まず自分自身の、なぜ裁判を起こそうと思ったのか、今自分はどう考えているのか、当時を思い出し徹底的に向き合い、怒り、涙を流し、証言台で心の底からの言葉を発してみようではありませんか。

京都訴訟から、原告のあなたから、自分でも驚くような風を起こしましょう。多くの方が振り向き始めました。風が裁判官の胸に届きますように。 文責 原発賠償京都訴訟原告 福島敦子 -第式の巻-